原子力災害合同対策協議会では、玄海町における一時移転等の実施方針（案）を策定・決定した。

（３）住民避難等の実動訓練

①　施設敷地緊急事態要避難者の避難

原子力事故対策本部からの要請に基づき、佐賀県、玄海町及び唐津市は、地震に対する安全確保を最優先とし、また、長崎県及び松浦市は、避難対象地域に離島を含むため、波浪及び地震に対する安全確保を最優先とした上で、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難を実施した。

その際、決定した施設敷地緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難について、国、佐賀県、玄海町、唐津市、長崎県、松浦市等の関係機関が連携の上で実施に係る基本的手順を確認した。

②　ＰＡＺ内住民の避難

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの指示に基づき、佐賀県、玄海町及び唐津市は、地震に対する安全確保を最優先とし、また、長崎県及び松浦市は、避難対象地域に離島を有するため、波浪及び地震に対する安全確保を最優先とした上で、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の住民避難を実施した。

その際、ＯＦＣにおける原子力災害合同対策協議会で決定した全面緊急事態における防護措置の実施方針に基づき、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内住民の避難について国、佐賀県、玄海町、唐津市、長崎県、松浦市等の関係機関が連携の上で実施に係る基本的手順を確認した。

③　ＵＰＺ内一部住民の一時移転

玄海町は、原子力災害対策本部からの指示に基づき、屋内退避中の一時移転対象区域内の住民に対して一時移転を指示した。一時移転区域内となった新田地区の住民は、自家用車又はバスにより一時移転を実施した。一時移転に際しては、バス集合場所で安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布、避難経路上に設置した避難退域時検査場所である多久市陸上競技場で避難退域時検査（必要に応じて簡易除染）を行い、一時移転を実施した。

その際、ＯＦＣにおける原子力災害合同対策協議会で決定した一時移転等の実施方針に基づき、対象地域内住民の一時移転について国、佐賀県、玄海町等の関係機関が連携の上で実施に係る基本的手順を確認した。

上記のほか佐賀県（唐津市、伊万里市）、長崎県（松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市）及び福岡県（糸島市）で個別の想定に基づき一時移転訓練を実施した。

４．１．２　評価結果

全般として、重点訓練項目である迅速な初動体制の確立訓練、中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練、住民避難等の実動訓練について、それぞれ適切に実施することができた。

（１）迅速な初動体制の確立訓練

警戒事態の発生を受け、ＥＲＣ、佐賀県、長崎県及び福岡県において、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備について、基本的手順を適切に実施できた。また、原災法第１０条通報を受け、原子力事故対策本部の設置等に係る措置、内閣府、原子力規制庁等の職員の緊急派遣、即応センターへの原子力規制庁

職員の緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁職員の派遣準備の要請について、基本的手順を適切に実施できた。特に、国職員の緊急派遣に当たっては、急遽、着陸空港を変更したが、現地での緊急輸送も含め適切に対応できた。さらに、原災法第１５条該当事象の連絡を受け、原子力緊急事態宣言の発出、原子力災害対策本部の設置について、基本的手順を踏まえつつ適切に実施できた。（＊）

今後、主な検討すべき事項として、ＯＦＣへの移動状況の把握に係る方策や民間バス等の手配方法等を具体化する必要がある。

＊北朝鮮の核実験に伴う政府としての緊急事案への対処を優先するため、官邸で実施する訓練について場所と参加者を変更した。

（２）中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

福岡地方、佐賀県北部及び長崎県北部において波浪注意報が継続される中、佐賀県北部において地震が発生するとともに原子力災害の事態が進展する複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じて、中央と現地が必要な情報共有等を図り、円滑かつ確実な住民避難等を図るための要請、指示及び防護措置の実施方針の検討及び意思決定について、基本的手順を適切に実施できた。この際、地震からの安全確保を優先することや波浪により海路避難が困難な場合は屋内退避を行うことなど地震及び波浪との複合災害における原子力災害に係る避難等に際しての基本的考え方を示すことができた。

今後、検討すべき主な事項として、事態の推移に応じて効率的かつ効果的な活動ができる体制の構築が必要であり、ＯＦＣと関係地方公共団体の連携体制の強化、実施方針の策定プロセスの理解促進等のほか、防災業務関係者への放射線防護に係る助言等の発出時期・内容を含めた手順の検討が必要である。また、現地活動を効率的かつ効果的に調整・連携することを目的に、自然災害における実動組織の合同調整所が実災害においても運用されているため、原子力災害を含む複合災害時におけるＯＦＣの体制や合同調整所の活用の在り方について検討が必要である。さらに、各拠点の統合原子力防災ネットワーク機器の充実のほか、災害関連情報の重畳表示が可能な地理情報システムの活用も含めた状況把握・分析、認識の統一を図るための共通状況図の整備について検討する必要がある。

（３）住民避難等の実動訓練

原子力事故対策本部からの要請に基づき、佐賀県、玄海町及び唐津市は、地震に対する安全確保を最優先とし、また、避難対象地域に離島を含む長崎県及び松浦市は、波浪及び地震に対する安全確保を最優先とした上で、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難を適切に実施できた。また、原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの指示に基づき、佐賀県、玄海町及び唐津市は、地震に対する安全確保を最優先とし、避難対象地域に離島を含む長崎県及び松浦市は、波浪及び地震に対する安全確保を最優先とした上で、ＰＡＺ及びＰＡＺに準じた防護措置を実施する地域内の住民避難を適切に実施できた。さらに、原子力災害合同対策協議会で決定された一時移転等の実施方針に基づき、屋内退避中の一時移転対象区域内の住民に対して一時移転を指示するとともに、避難退域時検査や安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布を行い、適切に一時移転が実施できた。

今後、検討すべき主な事項として、自家用船舶の活用の可能性も含め離島からの海路避難の充実方策の在り方について検討することも必要である。